令和7年度航空宇宙産業参入促進業務委託 業務仕様書

1 目的

三重県では、世界的な成長産業である航空宇宙産業を、本県の経済成長を支える新たな柱として振興を図るため、平成27年3月に「みえ航空宇宙産業振興ビジョン」を策定し、県内企業の航空宇宙産業への新規参入・事業拡大の支援に取り組んできた。

近年、新型コロナウイルス等の影響によって一時的に航空需要が落ち込んだものの、令和4年頃から航空需要が回復し始め、世界的に新規発注が増加している。今後、機材更新や事業拡大に向けた航空機を確保する傾向が続くと予想されているなか、航空機メーカーや Tier1 等には生産体制の確保が求められている。

そこで、この動きをチャンスととらえ、航空宇宙産業への新規参入や事業拡大をめざすため、ビジネスマッチングの機会を設けるとともに、専門家派遣等による伴走支援や同業界で求められる技術や最新動向等を学ぶ講座を開催することで、県内企業を支援する。

2 業務内容

令和7年度航空宇宙產業参入促進業務委託

3 履行期間

契約日から令和8年3月19日(木)

4 業務概要

(1) 業務内容

航空宇宙産業への新規参入及び事業拡大をめざす県内企業を支援するため、以下の業務を行う。なお、業務の実施にあたっては、県と十分に協議・調整すること。

① ビジネスマッチングの機会創出

航空宇宙産業への新規参入や事業拡大をめざす県内企業を対象とした、商談会や技術交流会等を開催し、ビジネスマッチングの機会を創出する。

<要件>

- ・県内企業とのマッチングを希望する航空宇宙産業関連企業を1社以上選定すること。
- ・開催形式(技術展示会、個別商談会等)については、マッチング先と協議のうえ、決 定すること。
- ・ 県内企業の特徴や保有設備等の情報を整理し、広く PR するための冊子等を作製する こと。
- ・商談会や技術交流会等の開催にあたっては、県内企業に広く周知し、計 10 社程度の参加を図ること。
- ・マッチング先や参加企業との調整、会場の設営・運営・撤去などは受託者が実施する こと。

② 航空宇宙産業の最新動向等を学ぶ講座の開催

航空宇宙産業への新規参入・事業拡大をめざすうえで、航空宇宙産業で求められる技術や最新動向等を学ぶ講座を開催する。

<要件>

・講座の開催回数は5回以上とすること。

- ・講座の内容は、航空宇宙産業で求められる技術や知識の習得、最新動向等を学ぶこと ができるものとすること。
- ・講師の手配、会場の設営・運営・撤去など、講座の開催に必要となる経費は受託者の 負担とし、受託者が実施すること。
- ・講座の開催にあたっては、県内企業に広く周知すること。
- ・各講座終了後にアンケート調査等を行い、講座開催の効果や課題等を検証すること。

③ 専門家派遣(伴走支援)

航空宇宙産業への新規参入・事業拡大をめざす県内企業に対し、航空宇宙産業に係る知見や経験を有する専門家(大手メーカーOBやコンサルタントなど)を派遣し、派遣先企業の強みの分析、必要となる知識や技術、ターゲット戦略等に係る助言を行う。 <要件>

- ・航空宇宙産業に係る知見や経験を有する専門家(大手メーカーOBやコンサルタントなど)を活用し、3 社程度(1 社 3 回まで)に派遣すること。
- ・専門家派遣に必要となる経費は受託者の負担とし、県内企業との調整等についても受 託者が実施すること。
- ・専門家派遣後にアンケート等を通じて派遣先のフォローアップを行うこと。

(2) 委託業務実績報告書の提出

ア提出方法

委託業務実績報告書として、電子データと印刷物1部を提出するものとする。

イ 提出期限

提出期限は、履行期限である令和8年3月19日(木)までとする。

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途 指示する日時・場所において実施するものする。

6 委託費

- (1)委託費の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。
- (2) 委託業務の実施に要した経費について、具体的な内訳が分かる書類及び支出を証す る書類を添付すること。
- (3) 飲食に係る経費及び事業に参加する企業等に対する賃金、交通費等は本事業費の経費対象としない。

7 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

8 その他特記事項

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。ア 断固として不当介入を拒否すること。

- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 発注所属に報告すること。
- エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1) イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、三重県個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4)業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了 後6年間の保存が必要である。
- (8) 事業の実施にあたっては、契約後、県から別途提示する「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」を遵守すること。
- (9) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

9 連絡先

〒514−8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部新産業振興課ものづくり推進班

Tel: 059-224-2749 FAX: 059-224-2078 E-mail: shinsang@pref.mie.lg.jp

担当:原、芦田、源嵜